

議案第 4 7 号

前橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の改正について

令和 8 年 3 月 3 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 3 年前橋市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「規定する特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加え、同条第 6 号中「規定する特定部分」の次に「（共同住宅の用途に供する部分を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。